



BSSの冬の風物詩、今冬も会社裏の秋田運河に白鳥が飛来してきています。
白鳥の優雅な姿に癒される日々ですが、毎日観察していて気づいたことがあります。
それは、天気の良い暖かな日には白鳥の姿が見られず、
雪の降る寒い日には沢山の姿が見られるということ！
人間はできれば暖かい環境にいたいと思うのですが、
白鳥は寒いほうが都合が良いのかもしれませんね…？



情報セキュリティ10大脅威2024公開！

IPA(情報処理推進機構)より、前年に発生した情報セキュリティ事故、攻撃を元に選出した「情報セキュリティ10大脅威2024」が発表されました。

組織ではランサムウェアによる被害が昨年同様1位となりました。ランサムウェアは、組織のネットワークに侵入し、データを暗号化したり、擡取して公開したりするという脅迫で、身代金を支払わざるを得ない状況を作り出します。

また、サプライチェーン攻撃は、標的となる企業の関連企業や委託先、取引企業など、セキュリティの脆弱な組織を最初に攻撃し、それを足掛かりに標的企業を攻撃する方法です。最近では、ソフトウェアやIoT機器にウイルスを感染させ、アップデートプログラムを通じて感染を広げる方法も確認されております。

対策として、ウイルス、不正アクセス、脆弱性といった基本的な対策を、確実かつ多層的に行うことが大切です。

また、被害に遭う可能性を考慮したバックアップや復旧計画の策定も重要です。

▲ 情報セキュリティ10大脅威 2024【組織】

順位	「組織」向け脅威	初選出年	10大脅威での取り扱い（2016年以降）
1	ランサムウェアによる被害	2016年	9年連続9回目
2	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	2019年	6年連続6回目
3	内部不正による情報漏えい等の被害	2016年	9年連続9回目
4	標的型攻撃による機密情報の窃取	2016年	9年連続9回目
5	修正プログラムの公開前を狙う攻撃（ゼロデイ攻撃）	2022年	3年連続3回目
6	不注意による情報漏えい等の被害	2016年	6年連続7回目
7	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加	2016年	4年連続7回目
8	ビジネスメール詐欺による金銭被害	2018年	7年連続7回目
9	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃	2021年	4年連続4回目
10	犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）	2017年	2年連続4回目



出典(IPA) : <https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2024.html>

2024年もフィッシング詐欺やランサムウェア攻撃をはじめ、様々な脅威がより巧妙化していくと考えられます。

これらの脅威について理解して、日常的に備えることが被害に遭わないためにも重要な対策になるとされています。

セキュリティ対策等、ご不明な点がございましたらお気軽に担当営業までお問い合わせください！

▼お問い合わせはこちらまで！▼

Tel:018-865-7400 Fax:018-865-7401

〒010-0948 秋田市川尻新川町9-35

■安全運転管理者によるアルコール検知、行えてますか？

2022年4月に施行予定の「アルコール検知機による確認の義務化」は、「アルコール検知器自体」の供給状況が不安定（半導体不足）なことから延期されておりましたが、**昨年（2023年）12月から義務化の施行が始まります。**

そこまで報道されていない内容のため、始まっていることを認知されていない方も多いようで、注意が必要です。

検査を怠ったり、記録していなかったことを直接罰する規定は、現時点（※記事作成時）ではまだ無いようですが、公安委員会から保存記録の提出を求められた際にそれらが判明すると、道路交通法に違反することになる点をご留意ください。

The infographic is titled "安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が「義務化」されます。" It features two illustrations: one of a woman in a blue vest labeled "安全運転管理者" pointing upwards, and another of a man in a suit holding a breathalyzer device. A circular badge indicates "令和5年12月より" (From December 1st, Reiwa 5). A box for "令和4年4月1日施行" (April 1st, Reiwa 4) lists requirements: "運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること" and "酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること". A box for "令和5年12月1日施行" (December 1st, Reiwa 5) lists requirements: "運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器*を用いて行うこと" (using an alcohol detector to check for breath alcohol levels) and "アルコール検知器を常時有効に保持すること" (keep the alcohol detector always effective). A note at the bottom states: "安全運転管理の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いただくか警察署へお問い合わせください。"

対象は、乗車定員が11人以上の自動車を1台以上所有する事業者、もしくはその他の自動車（軽含む）を5台以上所有する事業者です。

アルコール検知器は、弊社でも取り扱っておりますので、ご相談頂ければ幸いです。

あとがき

昨年後半から「インボイス制度」、「アルコール検知機による確認の義務化」そして「電子帳簿保存法」と事業に関する法改正が立て続けに行われており、運用管理側の負担が大きいと伺っております。弊社では関連するシステム・サービス販売や機器の取り扱いを行っておりまして、「何をどうしたらよい？」という手探りな状態からのご相談もお受けいたします。ご検討・またはお困りの際は、是非お気軽にお問合せください！

▼お問い合わせはこちらまで！▼

Tel:018-865-7400 Fax:018-865-7401

〒010-0948 秋田市川尻新川町9-35